

結城市水道事業給水条例第31条の2項の加入金の減免

結城市水道事業における加入金の特別措置に関する要項第4条による減免額及び、減免後の納付額は以下のとおりとなります。

新規加入の場合

給水管口径	加入金(消費税含む)	減免額(10分の1)	納付額
13ミリメートル	77,000円	7,700円	69,300円
20ミリメートル	110,000円	11,000円	99,000円
25ミリメートル	165,000円	16,500円	148,500円
40ミリメートル	330,000円	33,000円	297,000円
50ミリメートル	550,000円	55,000円	495,000円
75ミリメートル	1,100,000円	110,000円	990,000円
100ミリメートル	2,200,000円	220,000円	1,980,000円
101ミリメートル以上	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

増径の場合

$$(\text{新口径の加入金} - \text{旧口径の加入金}) \times 10\text{分の}9 = \text{納付金の額}$$

※ 加入金の減免を受ける方は、給水装置工事申込時に減免申請書の提出が必要になります。